

埼労発基0216第9号  
令和8年2月16日

各 位

埼玉労働局長  
(公印省略)

「高年齢者の労働災害防止のための指針」について

平素より、労働行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号。以下「改正法」）による改正後の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第62年条の2第2項の規定に基づき、「高年齢者の労働災害防止のための指針」（以下「指針」という。）が、令和8年2月10日に公表され、令和8年4月1日から適用されることとなり、その適用につきまして、厚生労働省労働基準局長から別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴機関におかれましてもこの趣旨を御理解いただき、傘下事業者へご周知いただきますよう、お願い申し上げます。